

山形県PTA連合会会則

- 第 1 条** 本会は山形県 PTA 連合会といひ事務所を山形市におく。
- 第 2 条** 本会は山形県内各郡市単位の PTA 連合会をもつて構成する。
2. 本会は公益社団法人日本 P T A 全国協議会ならびに東北 P T A 連絡協議会へ加入するものとする。
- 第 3 条** 本会は県内各 PTA との連絡を密にして本県教育の振興と児童生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 4 条** 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
(1) 児童生徒の健全育成事業の推進に関する事。
(2) 各郡市 PTA 連合会との連絡提携、および活動促進に関する事。
(3) PTA に関する諸問題の調査、研究と広報活動に関する事。
(4) 研修活動の助成に関する事。
(5) 教育関係機関ならびに諸団体との連絡強化に関する事。
(6) 各県 PTA との交流に関する事。
(7) その他本会の目的達成に必要な事項。
- 第 5 条** 本会の会議は総会、理事会、常置委員会とする。
- 第 6 条** 総会は会長が召集し年1回開く、但し必要によっては臨時に開くことができる。
2. 総会は協議員、役員をもつて構成し次のことがらを審議、決定する。
(1) 会則の改正 (2) 年度活動 (3) 予算および決算
(4) 役員を選任 (5) その他重要な事項
3. 協議員は各郡市 PTA 連合会より校種別に P. T 各1名と母親委員1名、計5名を選出する。
- 第 7 条** 理事会は必要に応じて会長が召集する。
2. 理事会は会長、副会長、理事で構成し次のことがらを審議する。
(1) 本会の運営に関する事。
(2) 決算および予算に関する事。
(3) 予算の更正に関する事。
(4) その他必要な事項。
- 第 8 条** 常置委員会は安全互助会委員会、母親委員会とする。
但し必要に応じて他の委員会を設置することができる。
(1) 安全互助会委員は理事会にはかり会長が委嘱し、会則は別に定める。
(2) 母親委員は母親委員会会則により選出し、会則は別に定める。
- 第 9 条** 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長4名、理事若干名、監事3名
但し、監事1名は専門職とする。

第 10 条 本会の役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長は郡市 PTA 連合会長のなかから理事会において推薦し総会において決定する。
- (2) 理事は各郡市の PTA 連合会毎に1名、小・中職員より各1名、各郡市の母親委員より2名を選出し、総会の承認を得る。但し、理事が会長に就任した場合は、当該地区より別に1名を選出する。
- (3) 監事は理事会において推薦し総会において決定する。

第 11 条 役員の任期は1年とし再任は妨げない

第 12 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し会務の執行にあたる。
- (4) 監事は会計監査する。

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は会長が総会の承認を得て委嘱する。

第 14 条 本会の会務を処理するため、事務局を設置し、事務局長および若干名の職員をおく。

2. 事務局長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。任期は2年とし、再任は単年度とする。

職員は会長が委嘱する。

3. 事務局長は会長の指示により事務を総括する。

第 15 条 本会の表彰および慶弔規定は、別に定める。

第 16 条 本会の経費は各郡市連合会の拠出金、安全互助会事業収入及びその他の収支をもってこれにあてる。

第 17 条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月末日までとする。

第 18 条 本会の会計監査は4月に行う。但し、監事が必要と認めるときは、臨時に監査を行うことができる。

第 19 条 本会は次の簿冊を備える。

役員名簿、 会誌、 会計簿、 備品台帳

附

則

1. この会則は、昭和 57 年 6 月 23 日より実施する。
1. この会則は、平成元年年 6 月 17 日より改正施行する。
1. この会則は、平成 5 年 6 月 22 日より改正施行する。
1. この会則は、平成 13 年 6 月 22 日より改正施行する。
1. この会則は、平成 16 年 6 月 23 日より改正施行する。
1. この会則は、平成 19 年 4 月 1 日より改正施行する。
1. この会則は、平成 29 年 6 月 7 日より改正施行する。